

【証明書及び手続書類】

製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c30 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出ライセンス取得手続に要する書類

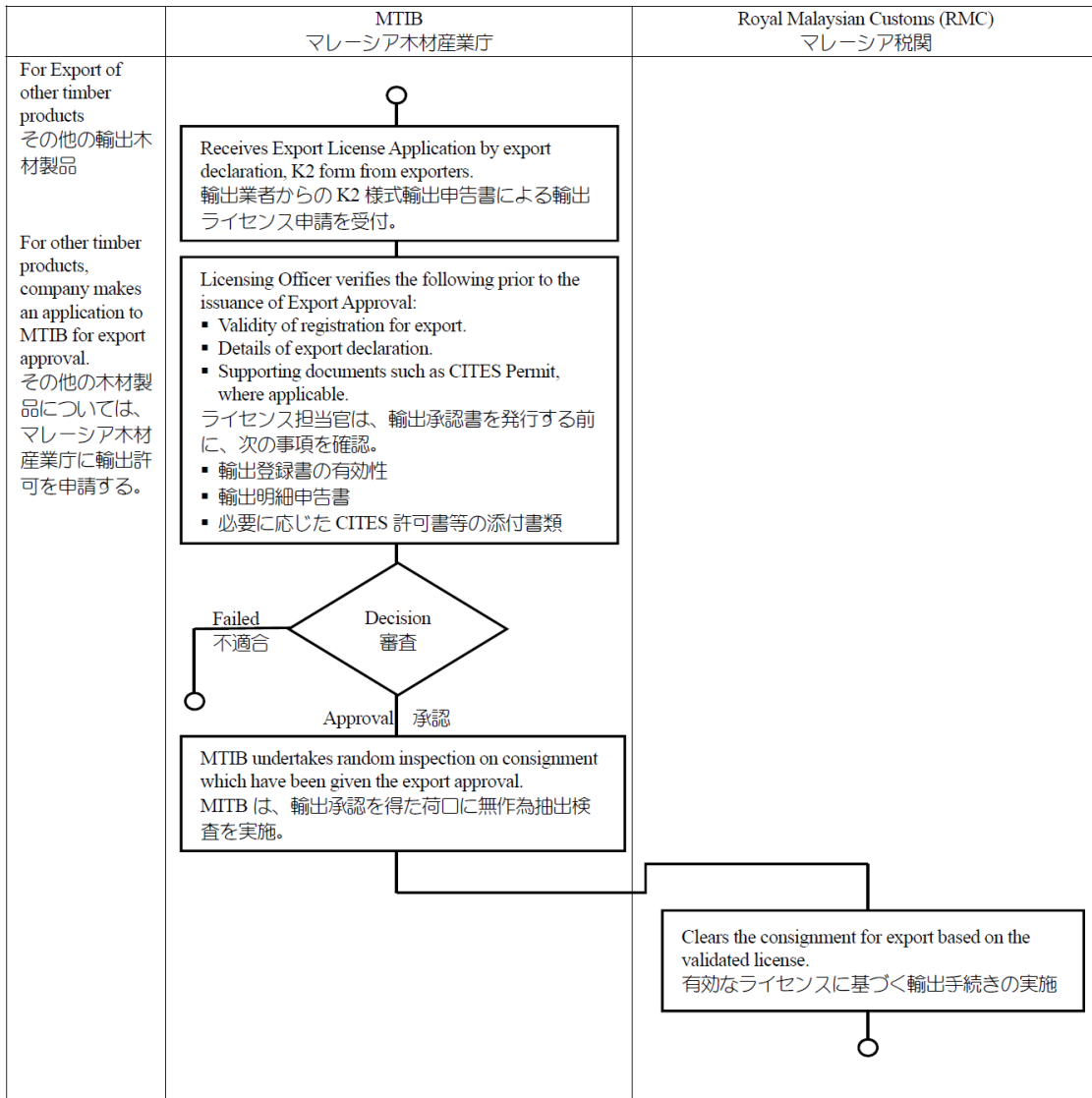
Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地（私有林）	Export License Application documents and f documents to verify prior to approval and issuance of an Export License. <ul style="list-style-type: none"> ▪ Timber to be exported is obtained from registered supplier. ▪ Validity of registration for export. ▪ Export Declaration and its detail. ▪ Supporting documents such as Grading Summary, Invoice, packing List and CITES permit. 輸出ライセンス申請書及び輸出ライセンスの承認及び発行前に確認する書類 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸出木材が登録済出荷者または登録加工業者から調達されているか。 ▪ 輸出登録の有効性 ▪ 輸出申告及び同明細書 ▪ 等級区分概要書、インボイス、パッキングリスト、CITES 許可書など必要に応じた添付書類。 	Company 企業	Licensing Officer, MTIB マレーシア木材産業庁ライセンス担当官
	Export License 輸出ライセンス	Enforcement Officer, MTIB マレーシア木材産業庁執行担当官	Company 企業

資料・監修：マレーシア木材産業庁

B. その他の木材製品の輸出

製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板以外の木材製品を輸出しようとするときは、K2 様式輸出申告書をマレーシア木材産業庁に提出して輸出許可申請をする。

K2 様式輸出申告書を受け付けた同庁のライセンス担当官は、輸出登録書の有効性、輸出明細申告書の内容及び CITES 許可書等必要に応じた書類の内容を審査し、書類が適正であれば荷口の無作為抽出検査を行い、税関手続の開始を許可する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c24 その他の製品の輸出手続き

【証明書及び手続書類】

その他の木材製品の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c31 その他の木材製品の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有 林、輸入及びゴム再造林 地（私有林）	Export License Application documents and documents to verify prior to approval and issuance of an Export License. <ul style="list-style-type: none"> ▪ Export Declaration and its detail. ▪ Validity of registration for export ▪ Supporting documents such as CITES permit, which applicable 輸出ライセンス申請書及び輸出ラセン スの承認及び発行前に確認する書類 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸出申告及び同明細書 ▪ 輸出登録の有効性 ▪ CITES 許可書等必要に応じた添付書類 	Company 企業	MTIB マレーシア木材産業庁
	Export License 輸出ライセンス	MTIB マレーシア木材産業庁	Company 企業

資料・監修：マレーシア木材産業庁

③輸入規制

マレーシア木材産業庁設置法第 18 条 A の規定は、木材の輸入に係るマレーシア木材産業庁への申告の義務及び違反に対する罰則を定めている。

輸入禁止品目に係る関税令²²は、次の表の規制区分別に輸入禁止品目を定めている

さらに、植物防疫法²³は、植物検疫の対象品目及び検疫検査に係る事項を規定している。

表 4.1.c32 輸入禁止品目に係る関税令が定める輸入禁止規制の区分

	規制の範囲
附則 1	完全輸入禁止品目。
附則 2-1	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できない品目。
附則 2-2	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できないが、自由貿易区では規制を適用しない品目。
附則 2-3	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できないが Labuan、Langkawi、Tioman 及び特定自由貿易区では規制を適用しない品目。
附則 3-1	規定された方法以外での輸入ができない品目。
附則 3-2	規定された方法以外での輸入はできないが、自由商業地区では規制が適用されない品目。
附則 3-3	ワシントン条約の規制により規定した方法以外ではマレーシアに輸入できない品目。
附則 4-1	マレーシアの基準及びマレーシア連邦当局によって承認された基準に基づいた方法以外ではマレーシアに輸入できない品目。
附則 4-2	マレーシアの基準及びマレーシア国当局が承認したその他の基準に基づいた方法以外ではマレーシアに輸入できないが、自由商業地区では規制を適用しない品目。

なお、マレーシアでは、特定諸国からの丸太輸入を禁止している。これに関しては、農業局（Department of Agriculture）が適宜発する植物検疫に関する通達及びマレーシア木材産

²² Customs (Prohibition of Imports) Order 2012

²³ Plant Quarantine Act 1976

業庁の通達により公表している。

A.丸太及び角材の輸入

丸太及び小割物を含む角材を輸入するときは、K1様式による通関手続を行う前に、マレーシア木材産業庁から輸入ライセンスを取得しなければならない。

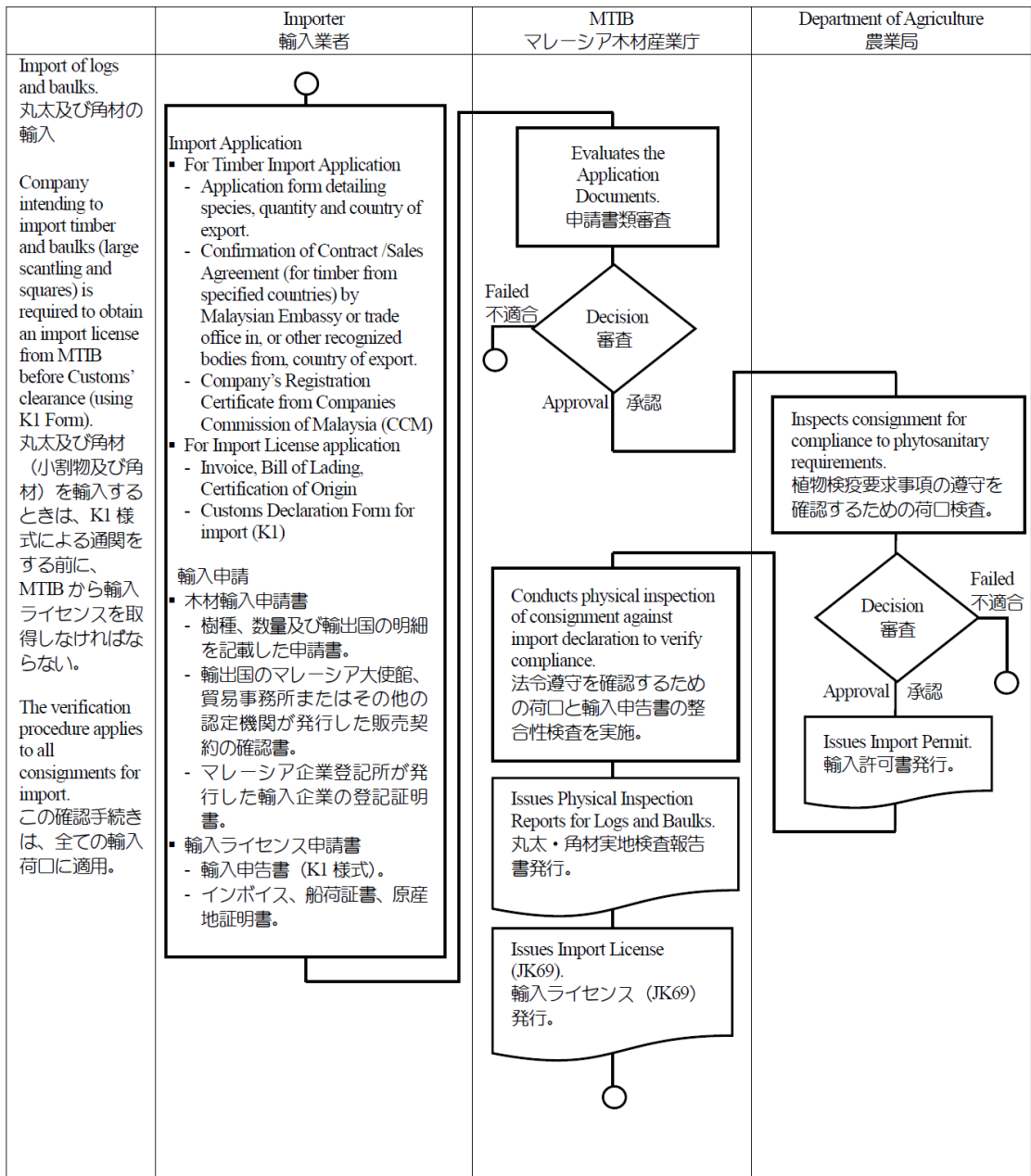
このため、丸太及び角材を輸入しようとする輸入業者は、マレーシア木材産業庁に木材輸入申請と輸入ライセンス申請を行う。

輸入申請書は、輸入業者が樹種、数量及び輸出国の明細を記載した申請書、輸出国のマレーシア大使館、貿易事務所又はその他の認定機関が発行した販売契約の確認書及びマレーシア企業登記所が発行した輸入企業の登記証明書によって構成し、輸入ライセンス申請書は輸入申告書(K1様式)、インボイス、船荷証書及び原産地証明書により構成している。

輸入業者から申請を受けたマレーシア木材産業庁は、書類審査を行う。この書類審査が終わると、農業局は植物検疫要求事項の遵守を確認するための荷口検査を行い、その結果が適正であれば輸入許可書をマレーシア木材産業庁に発行する。

農業書からの輸入許可書を受けたマレーシア木材産業庁は、法令遵守を確認するための荷口と輸入申告書の整合性検査を行い、丸太・角材実地調査報告書とともに輸入ライセンスを発行する。

Import Regulations	輸入規制
Sources of Timber: Imp	木材の出所：輸入材
Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Royal Malaysian Customs (RMC) Department Agriculture (DoA)	所管：マレーシア木材産業庁 マレーシア税関 農業局
<ul style="list-style-type: none"> Import of logs from certain countries is prohibited based on phytosanitary requirements as specified by DoA or based on relevant circulars issued by MTIB. Company intending to import timber products which are subject to phytosanitary requirements by DoA, is required to obtain an import permit from DoA. 	<ul style="list-style-type: none"> 特定諸国からの丸太輸入は、農業局の植物検疫規制またはマレーシア木材産業庁の関連通達により禁止されている。 農業局の植物検疫規制の対象になっている木材製品の輸入をする企業は、農業局の輸入許可を取得する必要がある。



*This Figure in review to amend by MTIB for next compliance audit in 2018.

*この図は、2018年に予定しているコンプライアンス監査のためにマレーシア産業界による改正を検討中。

資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c25 丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続き

【証明書類及び手続書類】

丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続きに係る証明書類及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c33 丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続きに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Imp 輸入	Timber Import Application - Application form detailing species, quantity and country of export. - Confirmation of Contract /Sales Agreement (for timber from specified countries) by Malaysian Embassy or trade office in, or other recognized bodies from, country of export. - Company's Registration Certificate from Companies Commission of Malaysia (CCM) 木材輸入申請 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 樹種、数量及び輸出国の明細を記載した申請書。 ▪ 輸出国のマレーシア大使館、貿易事務所またはその他の認定機関が発行した販売契約の確認書 ▪ マレーシア企業登記所が発行した輸入企業の登記証明書 	Importer 輸入業者	MTIB マレーシア木材産業庁
	Import License Application - Invoice, Bill of Lading, Certification of Origin - Customs Declaration Form for import (K1) 輸入ライセンス申請書 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸入申告書 (K1 様式) ▪ インボイス、船荷証券、原産地証明書 	Importer 輸入業者	MTIB マレーシア木材産業庁
	Import Permit 輸入許可書	Department of Agriculture 農業局	MTIB マレーシア木材産業庁
	Physical Inspection Reports for Log and Baulks 丸太角材実地検査報告書	MTIB マレーシア木材産業庁	
	Import License (JK69) 輸入ライセンス (JK69)	MTIB マレーシア木材産業庁	Importer 輸入業者

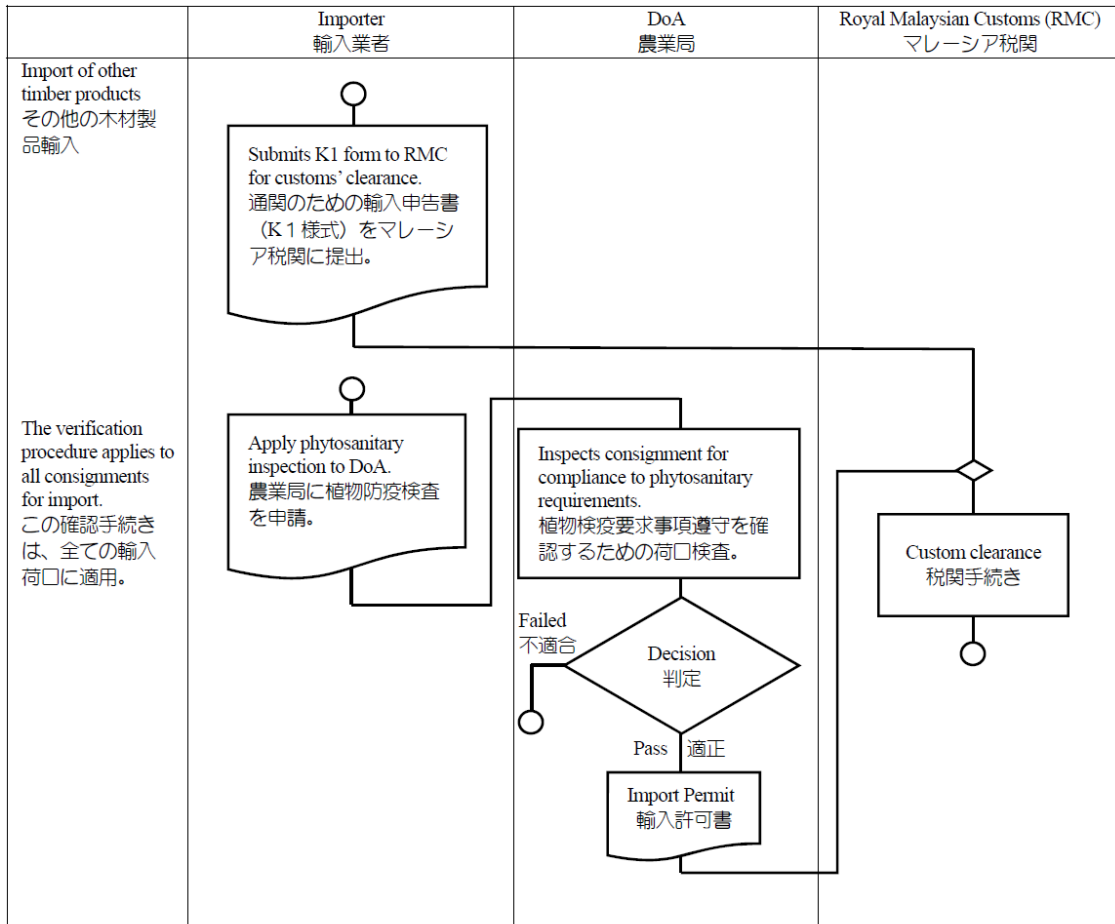
資料・監修：マレーシア木材産業庁

B.その他の木材製品の輸入

輸入業者が丸太及び角材以外の木材製品を輸入するときは、通関のための輸入申告書 (K1 様式) を税関に提出するとともに、農業局に植物防疫検査を申請する。

植物防疫検査の申請を受けた農業局は、植物検疫要求事項遵守を確認するための荷口検査を行い、その荷口が適正であれば輸入許可書を発行する。

税関は、農業局からの輸入許可書が発行された荷口について、輸入業者からの輸入申告に基づく税関手続きを開始する。



*This Figure in review to amend by MTIB for next compliance audit in 2018.

*この図は、2018年に予定しているコンプライアンス監査のためにマレーシア産業界による改正を検討中。

資料・監修：マレーシア木材産業界

図 4.1.c26 その他の木材製品の輸入手続き

【証明書及び手続書類】

その他の木材製品の輸入に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c34 その他の木材製品の輸入手続きに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Imp 輸入	Import Declaration Form (K1) 輸入申告書 (K1 様式)	Importer 輸入業者	Royal Malaysian Custom (RMC) マレーシア税関
	Phytosanitary Application 植物防疫検査申請	Importer 輸入業者	Department of Agriculture 農業局
	Import Permit 輸入許可書	Department of Agriculture 農業局	Royal Malaysian Custom (RMC) マレーシア税関

資料・監修：マレーシア木材産業界

④サラワク州産材

半島部木材合法性保証システムもサバ州木材合法性保証システムと同様にサラワク州産材の取扱基準を設けている。

この基準は EU からの要請により設定された。すなわち、EU はサラワク州木材合法性確認システム（Sarawak Timber Legality Verification System）は、EU の要求を満たしていると評価していないため、EU 向け木材製品にサラワク州産材が混入しないように設定されたサラワク州木材合法性確認システムが EU に認められるようになるまでの暫定基準である。

この基準は木材取扱企業に、EU 向け荷口にサラワクから移入した木材が含まれていないことを確認すること、税関申告書（K3）をマレーシア木材産業庁に提出し、木材が港に到着する前に実地調査を依頼すること、サラワク州産材のバイヤー、販売及び流通並びに加工木材製品への使用を記録すること、EU 向けに木材を輸出するときは、FLEGT ライセンスとともに輸出された製品には、サラワク州産材の使用又は混入が決してない旨の宣誓を行うことを求めている。

木材取扱企業がサラワク州産材を移入するときは、マレーシア木材産業庁に税関申告書（K3）を提出するとともに、農業局に植物防疫要求事項の遵守検査を要請する。これらの申請及び要請を受けて、マレーシア木材産業庁は実地調査を、農業局は荷口検査を実施する。これらの調査及び検査により適正な結果が得られたときは、税関は半島マレーシアでの荷口の自由な流通を承認する。

ただし、その後もサラワク州産材を取り扱う企業は、サラワク州産材のバイヤー、販売及び流通並びに加工木材製品への使用を記録し、EU 向け木材製品へのサラワク州産材木材の使用又は混入を防止しなければならない。マレーシア木材産業庁は、企業のサラワク州産材又はそれを使用した木材製品のバイヤー、販売・流通の記録を実施していること及びこれらに FLEGT ライセンスを発行していないことを確認している。

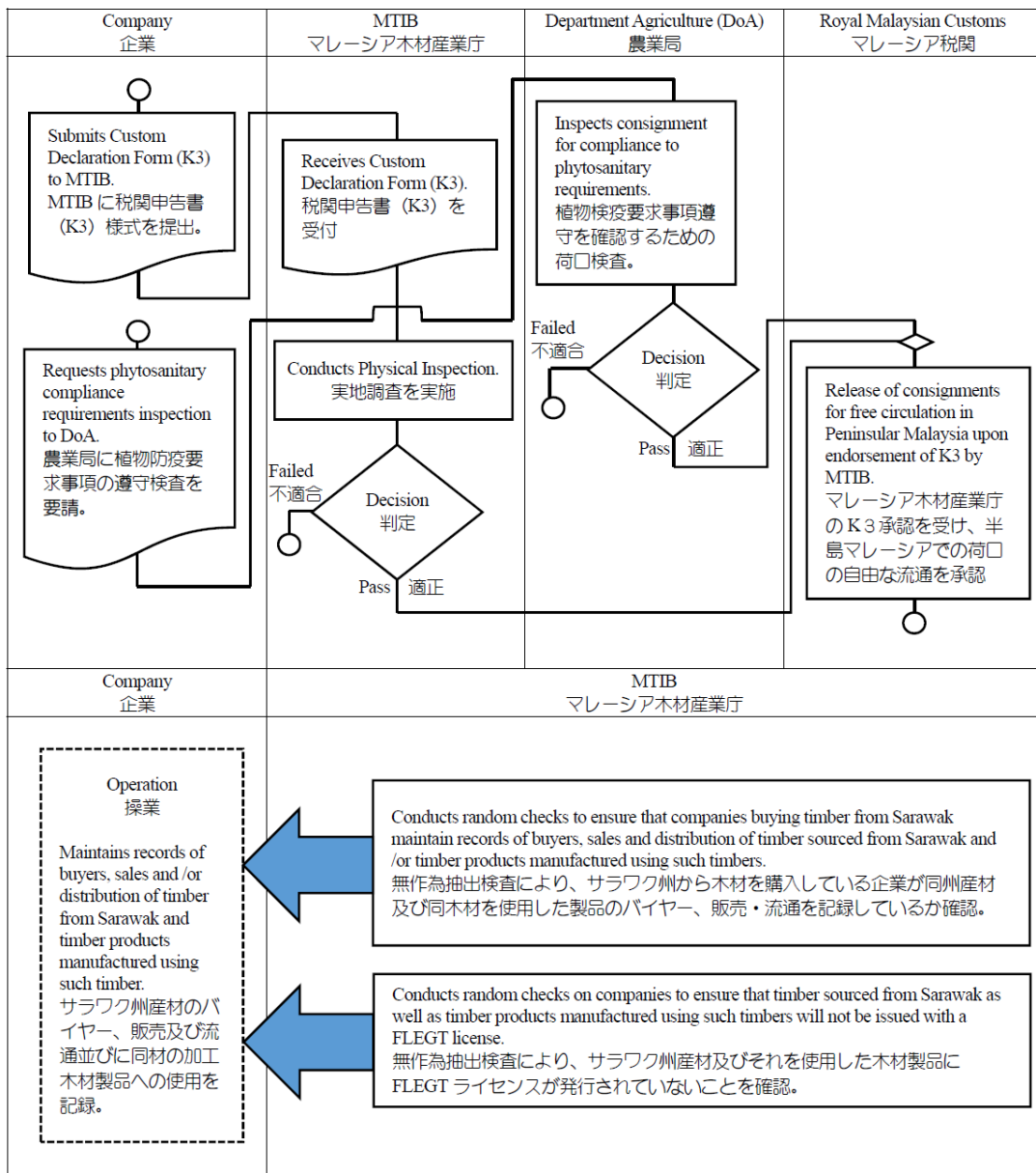
サラワク州産材の取扱いに関係する法令は、次の 4 つである。

- 関税法（Customs Act 1967）
- マレーシア木材産業局設置法
- 植物検疫法（Plant Quarantine Act 1976）
- マレーシア木材産業局通達²⁴

関税法、マレーシア木材産業局設置法及び植物検疫法では、サラワク州産材を特定した規定がない。しかし、マレーシア木材産業局の通達は、サラワク州産材を検疫対象動植物に準じて位置づけ、その対処方法を通達で示している。

²⁴ VPA/FLEGT によるサラワク州から半島マレーシア、サバ州への移動に関する手続き（マレーシア木材産業局 circular “Procedures for timber from Sarawak into Peninsular Malaysia and Sabah under the VPA/FLEGT”）

Timber from Sarawak	サラワク産木材
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Royal Malaysian Customs (RMC) Department Agriculture (DoA)	所管：マレーシア木材産業庁 マレーシア税関 農業局
<ul style="list-style-type: none"> Company operating in Peninsular Malaysia ensures that no timber brought in from Sarawak is included in export consignments shipped to the EU. Company submits Custom Declaration form (K3) to MTIB and requests for physical inspection upon arrival of timber at port of entry. Company maintains records of buyers, sales and /or distribution of timber from Sarawak and timber products manufactured using such timber. Timber exporter to EU must declare that the products exported with a FLEGT license do not contain or include any timber sourced from Sarawak. 	<ul style="list-style-type: none"> 半島マレーシアで操業している企業は、EU 向け荷口にサラワクから移入した木材が含まれていないことを確認する。 企業は税関申告書 (K3 様式) を MTIB に提出し、木材が港に到着する前に実地調査を依頼する。 企業は、サラワク木材のバイヤー、販売及び流通並びに同材の加工木材製品への使用を記録。 EU 向けに木材を輸出するときは、FLEGT ライセンスとともに輸出された製品にはサラワク州産材が決して使用されたり、混入したりしていないことを宣誓する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c27 サラワク州産材に係る手続き

【証明書及び手続書類】

サラワク州産材の取扱いに係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c35 サラワク州産材の取扱いに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL 永久林、州有林及び私有林	Custom Declaration Form (K3) 通関申告書 (K3 様式)	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Application Documents for Phytosanitary Inspection 植物防疫検査申請書	Company 企業	Department of Agriculture 農業局
	Records of buyers, sales and distribution of timber from Sarawak. サラワク州産材の販売者、販売及び流通の記録	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Records of Sarawak timber consume volume for manufacturing. 加工用サラワク州産材消費量の記録	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Records of FLEGT License (For Random checks on companies to ensure that timber sourced from Sarawak as well as timber products manufactured using such timbers will not issued with a FLEGT license.) FLEGT ライセンスの記録 (サラワク州産材及びそれを使用した木材製品に FLEGT ライセンスが発行されていないことを確認する無作為抽出検査のために使用)。	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁

資料・監修：マレーシア木材産業庁

⑤輸入丸太の輸送

輸入業者は、通関手続きを行った場所から指定の加工工場に輸入丸太を輸送するときは、輸送する前に最寄りの営林署に申請し、輸入丸太の荷口検査を受けた上で木材移動許可書又は取引移動許可書の発行を受けなければならない。

丸太を輸入しようとする企業が営林署に検査申請書を提出すると、森林監督官はマレーシア木材産業庁発行の輸入ライセンス及び輸入申告書 (K1 様式) に基づき、荷口の検査及び確認を行う。この荷口検査が完了すると企業は手数料を納付し、手数料の納付を確認した森林監督事務所が取引移動許可書を発行し、営林署が月別取引移動許可書概要書を作成した上で企業に取引移動許可書が送付される。